別紙1（第2条関係）

1　身体障害者指定居宅支援等に要する費用の額

1　指定居宅支援に要する費用の額は、別表第1指定居宅支援費単価表により算定した額に、別表第2に定める率を乗じて算定するものとする。

2　前号の規定により指定居宅支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

3　身体障害者福祉法第17条の6に規定する特例居宅生活支援費については、前2号の規定に基づいて算定するものとする。

別表第1

指定居宅支援費単価表

1　身体障害者居宅介護支援費

イ　身体介護が中心である場合

⑴　30分未満 2,310円

⑵　30分以上1時間未満 4,020円

⑶　1時間以上1時間30分未満 5,840円

⑷　1時間30分以上2時間未満 7,660円

⑸　2時間以上（30分増すごとに） 1,820円

ロ　家事援助が中心である場合

⑴　30分未満 800円

⑵　30分以上1時間未満 1,530円

⑶　1時間以上1時間30分未満 2,220円

⑷　1時間30分以上2時間未満 3,050円

⑸　2時間以上（30分増すごとに） 830円

ハ　移動介護が中心である場合

(イ) 身体介護を伴わない場合

⑴　30分未満 800円

⑵　30分以上1時間未満 1,530円

⑶　1時間以上1時間30分未満 2,220円

⑷　1時間30分以上2時間未満 3,050円

⑸　2時間以上（30分増すごとに） 830円

(ロ) 身体介護を伴う場合

⑴　30分未満 2,310円

⑵　30分以上1時間未満 4,020円

⑶　1時間以上1時間30分未満 5,840円

⑷　1時間30分以上2時間未満 7,660円

⑸　2時間以上（30分増すごとに） 1,820円

ニ　日常生活支援が中心である場合

⑴　1時間以上1時間30分未満 2,410円

⑵　1時間30分以上2時間未満 3,310円

⑶　2時間以上（30分を増すごとに） 900円

注

1　利用者に対して、指定居宅介護事業所（身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第78号。）以下「指定居宅支援等基準」という。）第5条第1項の規定する指定居宅介護事業所をいう。）の従業者又は基準該当居宅介護支援事業所（指定居宅支援等基準第40条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所をいう。）の従業者が、指定居宅介護（指定居宅支援等基準第4条に規定する指定居宅介護をいう。）又は基準該当居宅介護（指定居宅支援等基準第40条第1項に規定する基準該当居宅介護をいう。（以下「指定居宅介護等」という。））を行った場合に、現に要した時間でなく、居宅介護に位置づけられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定額を算定する。

2　イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、身体介護（入浴、排せつ及び食事等の介護をいう。注5において同じ。）が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。

3　ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助（調理、洗濯及び掃除等の家事の援助をいう。注5において同じ。）が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。

4　ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者及び脳性まひ等全身性障害者（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第五号の一級に該当する者であって両上下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずるものをいう。注5において同じ。）に対して、移動介護（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）をするときにおける移動の介護をいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。

5　ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、日常生活全般に常時の支援を要する脳性まひ等全身性障害者に対して、日常生活支援（身体介護、家事援助及び見守り等の支援をいう。以下同じ。）が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。

6　利用者の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護を行ったときは、それぞれの従業者が行う指定居宅介護につき所定額を算定する。

7　夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）は、1回につき100分の25を、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）は、1回につき100分の50を所定額に加算する。

8　利用者が身体障害者デイサービス、身体障害者短期入所及び通所による身体障害者施設支援を受けている間は、身体障害者居宅介護支援費は、算定しない。

2　身体障害者デイサービス支援費

イ　単独型身体障害者デイサービス支援費(Ⅰ)

⑴　所要時間4時間未満の場合

㈠　区分1　　　3,480円

㈡　区分2　　　3,230円

㈢　区分3　　　2,970円

⑵　所要時間4時間以上6時間未満の場合

㈠　区分1　　　5,800円

㈡　区分2　　　5,380円

㈢　区分3　　　4,950円

⑶　所要時間6時間以上の場合

㈠　区分1　　　7,550円

㈡　区分2　　　6,990円

㈢　区分3　　　6,440円

ロ　単独型身体障害者デイサービス支援費(Ⅱ)

⑴　所要時間4時間未満の場合

㈠　区分1　　　1,550円

㈡　区分2　　　1,350円

㈢　区分3　　　1,150円

⑵　所要時間4時間以上6時間未満の場合

㈠　区分1　　　2,590円

㈡　区分2　　　2,250円

㈢　区分3　　　1,910円

⑶　所要時間6時間以上の場合

㈠　区分1　　　3,370円

㈡　区分2　　　2,930円

㈢　区分3　　　2,490円

ハ　併設型身体障害者デイサービス支援費(Ⅰ)

⑴　所要時間4時間未満の場合

㈠　区分1　　　2,800円

㈡　区分2　　　2,540円

㈢　区分3　　　2,290円

⑵　所要時間4時間以上6時間未満の場合

㈠　区分1　　　4,660円

㈡　区分2　　　4,240円

㈢　区分3　　　3,810円

⑶　所要時間6時間以上の場合

㈠　区分1　　　6,060円

㈡　区分2　　　5,510円

㈢　区分3　　　4,950円

ニ　併設型身体障害者デイサービス支援費(Ⅱ)

⑴　所要時間4時間未満の場合

㈠　区分1　　　　870円

㈡　区分2　　　　670円

㈢　区分3　　　　460円

⑵　所要時間4時間以上6時間未満の場合

㈠　区分1　　　1,450円

㈡　区分2　　　1,110円

㈢　区分3　　　　770円

⑶　所要時間6時間以上の場合

㈠　区分1　　　1,890円

㈡　区分2　　　1,440円

㈢　区分3　　　1,000円

注

1　指定デイサービス事業所（指定居宅支援等基準第46条第1項に規定する指定デイサービス事業所をいう。）又は基準該当デイサービス事業所（指定居宅支援等基準第60条第1項に規定する基準該当デイサービス事業所をいう。（以下「指定デイサービス事業所等」という。））において指定デイサービス（指定居宅支援等基準第45条に規定する指定デイサービスをいう。）又は基準該当デイサービス（指定居宅支援等基準第60条第1項に規定する基準該当デイサービスをいう。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に従い、現に要した時間ではなく、デイサービス計画に位置づけられた内容の指定デイサービス等を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定額を算定する。

2　イ及びハについては、利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定デイサービス事業所においてデイサービス計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、1日につき420円を所定額に加算する。

3　イ及びハについては、利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき410円を所定額に加算する。

4　利用者に対して、その居宅と指定デイサービス事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき550円を所定額に加算する。

5　利用者が身体障害者短期入所を受けている間及び通所による身体障害者施設支援が提供されることとなっている時間は、身体障害者デイサービス支援費は、算定しない。

3　身体障害者短期入所支援費（1日につき）

㈠　区分1　　　8,020円

㈡　区分2　　　7,220円

㈢　区分3　　　6,860円

㈣　遷延性意識障害者が医療機関を利用した場合　　　14,360円

注

1　指定短期入所事業所（指定居宅支援等基準第66条に規定する指定短期入所事業所をいう。）において指定短期入所（指定居宅支援等基準第64条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に従いそれぞれ所定額を算定する。

2　㈣について、医師により別に定める遷延性意識障害の症状を呈すると認められた者について所定額を算定する。

※遷延性意識障害者及びこれに準ずる者

次の各項目のうち5項目以上に該当する者

⑴　自力移動の不能なもの

⑵　意味のある発語を欠くもの

⑶　意思疎通を欠くもの

⑷　視覚による認識を欠くもの

⑸　原始的な咀しゃく、嚥下等の可能なものでも自力での食事摂取不能なもの

⑹　排せつ失禁状態のもの

3　利用者の心身の状況、介護を行う者の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき1,860円を所定額に加算する。

4　利用者が通所による身体障害者施設支援を受けている間は、身体障害者短期入所支援費は、算定しない。

別表第2

特別区

身体障害者居宅介護支援

身体障害者デイサービス支援　　　1000分の1072

身体障害者短期入所支援

特甲地

身体障害者居宅介護支援

身体障害者デイサービス支援　　　1000分の1060

身体障害者短期入所支援

甲地

身体障害者居宅介護支援

身体障害者デイサービス支援　　　1000分の1036

身体障害者短期入所支援

乙地

身体障害者居宅介護支援

身体障害者デイサービス支援　　　1000分の1018

身体障害者短期入所支援

丙地

身体障害者居宅介護支援

身体障害者デイサービス支援　　　1000分の1000

身体障害者短期入所支援

(注) 級地区分は、次によること。

1　特別区は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3つの規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9―49「調整手当」別表第1の支給区分が甲地とされている地域のうち、東京都特別区をいう。

2　特甲地は、人事院規則9―49「調整手当」別表第1及び人事院規則9―49―16（人事院規則9―49（調整手当）等の一部を改正する人事院規則）附則別表（以下「附則別表」という。）の支給区分が甲地とされている地域のうち、支給割合が100分の10とされている地域及び人事院規則9―49―16附則第6項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域並びに逗子市、大阪府忠岡町とする。

3　甲地は、人事院規則9―49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分が甲地（1及び2の地域を除く。）に属する地域及び人事院規則9―49―16附則第5項により、甲地域から乙地域に変更となった地域をいう。

4　乙地は、人事院規則9―49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分の乙地に属する地域及び人事院規則9―49―16附則第4項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域並びに蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、上福岡市、富士見市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、川西市、広島県府中町とする。

5　丙地は、特別区、特甲地、甲地及び乙地以外の地域をいう。